議事録

中国信託商業銀行からの顧客紹介の件

ホールセール統括部城市部長より資料に沿って説明あり。

廣瀬部長 資料Ｐ２にて、各リスク項目にかかるリスク管理所管各部による検証の結果、事務、法務のカテゴリーについてリスクの所在が認められるためその対策を記載している。本件は純粋な新規業務には当たらないが、一部限定的なリスクカテゴリーを集中して検証する必要はあり、ＮＰＣによる承認は不要とするが、検討した記録を残した上で、対応を進める必要性はあり、今回、報告を頂くこととした。業法にかかる内容についても検討を要するため、対策等に記載されておりますので、補足その他説明があればお願いしたい。

加藤部長 日本法および台湾法について、ホールセール統括部にて調査、確認を頂いており、勧誘にかかり紹介との区別という点では様々な処で論点となっているが、今回、従量制の報酬体系を紹介に適用できる点について弁護士と確認し、また、金融庁にも報告を上げている。コンフリクトありとしておりますが、確り対応することで懸念点についてはミティゲートできるとの認識である。

廣瀬部長 ＡＭＬに関しても、補足その他ありますでしょうか。

菊池室長 リスク検証に記載の通り、事前と事後のフィルタリングの必要性がある。また、紹介を受ける顧客についても、契約前のフィルタリングは実施頂きたい。

廣瀬部長 事務上、規定等で営業プロセスを明確にした上で、管理の徹底を期待されるが、ＡＭＬについても同様な対応が期待される。レピュテーションについても記載があり、一年一度、業況、顧客紹介の過程で発生したトラブルがあれば、トラブル、顧客苦情の有無および顧客評価の体制等、外部企業の契約先としての適格性確認を実施し、適格性に疑義があれば、契約を解除する等の検討を行うこととなる。こちらの対応は、外部委託先モニタリングに準じ、こちらの体制整備は当行全体として課題認識を持っており、個別案件を積み上げる中でさらに明確化してゆくこととしたい。

後藤専務 主な顧客は台湾の富裕層ということだが、購入の規模感や想定している物件はどのようなものか。ニーズが合えばプレスティアの顧客の不動産等も連携して対応することも考えられる、個人金融部門とも連携をお願いしたい。

城市部長 諾。本件については、三井住友信託が先行しており、小さくても数十億程度と聞いている。様々なビジネスの関係で顧客が来日するときに、不動産を紹介し、上手く取引を成立させることが出来ればと想定している。都心のビルといったイメージだが、顧客の中には東京に足がかりのある先と聞いており、そのニーズについては顧客次第かと考えている。ＣＴＢＣも紹介手数料を期待している訳ではなく、東京支店にてファイナンス付き案件を取扱いたいとのニーズが存在している上での、案件と理解している。

廣瀬部長 ファイナンスの付与はＣＴＢＣ東京支店が行うとのことであるが、当行によるファイナンス付け与信は非居住者向け与信の整理が付いていない認識だが、本件についてはファイナンス周りの手配はＣＴＢＣによりなされるとの理解で宜しいか。

城市部長 当行による顧客向けファイナンスは期待されてはいない。

廣瀬部長 なお、本件について、これから契約の締結にあたりＥＸＣＯ報告は必要か。

城市部長 ＥＸＣＯ報告予定である。

自己設定される投信受託時における販売会社への当行名記載の件

プロダクト統括部久保田より資料に従い説明あり。

廣瀬部長 リスク管理担当部署のサインオフシートにて、法務リスク以外は承認条件が提示されていないため、法務リスクの承認条件に付いて説明をお願いしたい。

加藤専務 法務とレピュテーションが重なるところもあるが、本件は開示がなされるため、顧客や業界専門業者から該当投資信託の購入にかかる当行支店への照会が生じる可能性もあり、個人金融部門とも連携して確り対応する必要がある点について提示させて頂いた。

廣瀬部長 資料の中で、その他リスク管理担当部署によるリスク分析を実施しているが、その他特に説明を要するものはあるか。

加藤専務 本件、形式販売ということで、販売実態のない中で、当行の名称が販売会社として記載される点が論点となっている。投信の仕組み上、販売会社の設定は必須の制度となっている。また、投信の自己設定を予めしておく場合に、形式的に販売会社を立てる必要がある。また、キャッシュフローの流れについて、投信委託会社に販売をする場合もしくはお金だけを入れてもらって販売をしない場合もあり、この後者の業法上の適否が今回のポイントとなる。本来の形式販売業務としてお示しいただいているものと、当行の対外的な役割としての差異は無く、この点について弁護士からの所見を取得の上、風評リスクとして資料の中で纏めて頂いているが、法務面からの指摘も想定されるが、合理的な説明および対応は可能と認識している。

廣瀬部長 顧客照会や専門誌からの取材等で当行宛て照会が生じるタイミングはいつ頃を想定しているのか。

久保田 公募投信ですと有価証券届出書が提出されるタイミングで、当行の名称が公表されるタイミングとなる。

廣瀬部長 資料Ｐ７に、三井住友銀行の対応の中で、その他対応として示されているが、りそな銀行の販売のケースでは、実際の販売会社が販売するタイミングで、有価証券届出書の変更がなされるまで、当行に照会が生じる可能性があり、この期間の長さはどの程度を想定しているのか。

久保田 委託会社による見込み販売会社に対するアプローチ次第ではあるが、３か月から半年の期間と想定している。

廣瀬部長 その期間、顧客または専門誌から照会が生じる可能性はゼロではないと想定され、１号案件成立までに、照会対応にかかる手順等を定めた上で対応を進めることがビジネスコンプライアンス部からの条件となっているので、確り留意の上、対応して頂きたい。

久保田 諾。

廣瀬部長 今回の委託会社は三井住友ＤＳアセットマネージメントでもあり、グループ会社の業績、業容を広げることは中計の課題の一つとなっており、グループの信託機能を活用して支援する一環の対応となる。一方で、投信委託会社の選別については、どこでも良いということではなく、受託の段階で案件毎に確り精査する必要がある点には留意してほしい。既存の取引先となっている投信委託会社については委任権限の範囲内で対応を行えるものではあるが、懸念事項等があれば、リスク統括部もしくはビジネスコンプライアンス部等に連携頂きたい。

久保田 諾。既存の投信委託会社については委任権限に基づいて決裁し、それ以外の投信委託会社についてはＴＡＣ付議の要否を含めご相談をさせて頂く必要があるとの理解で宜しいか。

廣瀬部長 「本件業務の採り上げを可とする投信委託会社は、原則、ＴＡＣからの権限移譲基準における「新規委託会社の権限移譲の条件を満たす委託会社となる。」との記載が資料Ｐ４にあり、ＴＡＣの権限移譲基準を満たすということが条件である。投信委託会社の業務モニタリングについては年一回実施されているとの理解で宜しいか。

久保田 年一回実施されるということで問題ない。

廣瀬部長 モニタリングの結果および権限移譲の条件を含め、業務を進めるにあたっては確りとした基準が定められていると理解して宜しいか。

久保田 然り。

廣瀬部長 業務提携や委託の枠組みについては、横串による整理が必要となるが、当面、既存の枠組みで対応を進めることとなる。

後藤常務 顧客からの問い合わせがあるのであれば、支店およびリモート営業部に対して通達等の形で個業推とも連携の上、対応を頂きたい。

久保田 諾。

奥専務 ２０１６年度検討時にＮＰＣ付議不要として承認されているものであるが、今回、ＮＰＣに付議して、個別案件について付議不要とできない点について、法定業務の内容等の事由があるからか。

廣瀬部長 当時、個別案件については付議不要として承認済みではあったが、実務の生じないまま時間が経ち、今回付議をした理由としては、ＮＰＣ案件の無期限延長は認められてなく、実務が生じていれば、その時点で法令等の確認対応等もなされているものだが、承認後、実務が生じないまま時間も数年経っている場合、法令、行政等の環境変化を鑑み改めて指摘をすることがあると考えている。

奥専務 承認後、時間が経過して今回付議が必要と判断している環境変化の基準はどの点についてか。

廣瀬部長 お客様本位や顧客保護の対象を含め年々調査をされてきている、今回、当行の名義のみが利用されることについて、お客様の対応等の対応事案等も出てきており、確りとした対応が必要と考えている。

奥専務 ビジネスコンプライアンス部の加藤部長は、今回、弁護士の所見を取られたとしているが、これは今回新たに取り直した話か。

加藤部長 これは当時の話ではあるが、今回、改めて再検証をした上で、確認を行っている。

近江常務 後藤常務からもありましたが、コールセンターとの連携等２０１６年当時に対応についてこのような意見が出たか不明だが、現時点の視点で指差し確認をする必要があるのではないか。

柳沢部長 風評リスクに関してだが、販売会社として記載されるものの、販売行為は生じないとのことだが、それに伴った行政処分等の事態を発生させないため、顧客照会に対し想定問答等を作って対応をするとのこと。それでも顧客から苦情が生じる場合、例えば、顧客から販売の依頼があった場合、販売する可能性はあるのか。もしくは、何があろうと販売しないのか。

久保田 本件については名義貸しのみであり、販売をすることは想定していない。

柳沢部長 顧客が引き下がらない場合、結果として、行政処分を受ける可能性はあるのか。

加藤部長 この点については資料の中では最悪の場合を想定してリスクの外縁について記載を頂いているものである。重要な点は、当行が法制度の潜脱を目的としたやり方をしているものではなく、合理的な理由があり、社会的な要請に答えるもので、法の主旨に則るものであれば、そのような事態には至ることはないとの認識である。実際、形式販売を行った場合、どこの誰に損害を生じさせるか想定した場合、形式販売であり実際の販売行為は存在しない。つまり、販売行為による投資家は存在せず、投資家に対する被害や損害も生じない状況と理解している。たとえ、苦情が生じたとしても、法の主旨や背景を確り説明できれば、顧客の納得は得られると考えている。万が一、事態が盛り上がったとしても、行政処分には至らないと考えている。

柳沢部長 最後は顧客に確り説明できると考えているということか。

加藤部長 然り。

廣瀬部長 照会があれば、確り対応をするが、当行が販売するといった点が顧客の投資意思決定にどのような影響があるかといった点も確り勘案しながら、信託関連各部で対応を進めることが重要となる。本件については、サインオフシートに記載されたビジネスコンプライアンス部から提示条件を以て承認とし、本件は通常の形式販売のみであるため、社長決裁にて実行可とする点についても異論なしということで宜しいか。

一同 本件を異議なく条件付きで承認。

投信受託業務における管理体制の強化について

信託業務部の小泉部長より資料に従い説明あり。

廣瀬部長 本件のリスクカテゴリー毎のサインオフシートを作成しておりますが、本件にかかるリスクとしては、信用リスク及び市場・流動性リスク、法務リスクを想定しておりますが、各リスク管理担当部署から特段のコメントは有りません。

宇波部長 本件、費用負担について当行負担となるとの記載がありますが、信託勘定における費用を銀行勘定で負担することは、当行に非のある事故や善管注意義務等の違反が生じた場合を想定しているとの理解で宜しいか。本件については当行負担となる費用が発生する可能性があるので、その前段階としてモニタリングを実施するという意味合いで捉えてよいか。こちらの記載は銀行勘定での費用負担が通常の取扱いの範囲内で生じることを意味しているのか。

小泉部長 然り。こちらの当行負担は信託勘定で賄えない負担は銀行勘定での負担となる。投信委託会社による明らかな善管注意義務違反等があれば、当行から費用請求を求めることになるが、損失が信託財産を超えていないことを確りモニタリングしておく必要があるため今回の見直しを行うところである。

廣瀬部長 本件については、 信託財産の運用と本件にかかる責任財産限定特約が付されていない為替取引を会社としてマーケット取引を行っているという２局面が存在している。当行として信託勘定におけるデフォルトを避けるため銀行勘定にて一時的に負担するという状況は想定されているが、そのような場合には銀行勘定での負担は生じるとの理解で宜しいか。また、投信の受託契約において受託者、投信委託会社による追加の費用負担等を求めることは担保するために何等かの手当はなされているのか。また、受益者である投資家等による追加負担についてはどうか。

小泉部長 投信委託会社は、運用者の善管注意義務を果たしている限り、通常、追加の費用負担は負わない。また、投資家等も投資資金の範囲を超えて負担をすることはない。

廣瀬部長 本件に類似の契約が今後生じる場合、損失を含め負担の上限等を設定する必要があるのではないか。このような枠組みの下での最大損失を見積もること無しには資本不足等の蓋然性も生じるので、無制限に負担を許容できない。これまで、本件と同種の取引において、投信業界で損失が生じたケースは存在しているのか。

久保田 ＪＴＳＢが設立されてから２０年程経過しておりますが、数千本のファンドがある中で、私募投信で１ファンドのみそのような事例が生じたケースがあると聞いている。また、信託財産について特殊な外貨セトルメントとそれに伴う為替ヘッジが生じ、通常短期で為替ヘッジをするものの、超長期の為替ヘッジを行う中で過去１件のみ生じたと聞いている。

草薙部長 ＩＳＤＡ契約の下での為替予約を検討する中で損失が発生する場合が想定されていたり、信託為替という枠組み身の中で、為替ヘッジ取引等の取り組みもあり、確りモニタリングをしている中で損失が信託財産を超える蓋然性は極めて小さい形での対応をしていたといったケースもある。今回、ＣＳＡ契約の下で、お互いに担保を設定する中で与信が生じない枠組みの下で対応がなされており、実態として、与信は生じていないと考えている。

加藤部長 このような件は業界の中でも慣行化しているものだが、受託者としては契約主体とならなければならない立場でもあるので、慣行としてファンドを相手に与信は立てられない事情もあり、実務対応として、フルリコースの下で受託者が契約主体となっている。本件では、ＩＳＤＡのＣＳＡ契約の下で実際には与信負担が生じない枠組みとなっており、信託財産の運用戦略、リスクの取り方を具に事前確認しておく事が重要なのではないか。その意味では、５％のアラートラインの設定とその検証をしておくことで、当行の損失負担が生じない枠組みとなっており、ＣＳＡ契約も交わされている中でリスクはかなり限定的と理解している。

斎藤監査役 日本の信託制度の下では、２００７年の信託法改正後、信託財産限定特約を付さなければ、無限責任を負う定めとなっている。責任財産限定特約が付されない場合、信託財産を超える損失が生じた場合には銀行勘定で引当を立てる必要がある等が基本的な制度設計である。また、サラ金の違法金利について、委託者の消費者金融会社が倒産した場合、金利の返還義務は信託会社が負うとの仕組みとなっている点を見ても、そのようなケースが生じることが想定される場合、損失の見積もりを確り行うとともにこのような会議体の中で確り議論をしておくことで、引当金等を立てるレベルの問題で無いとの認識を持っておく必要があるということではないか。

小泉部長 各ファンドの運用の内容を確認をする中で、このようなリスクが生じるファンドで責任財産限定特約が付されていない案件は、現状、存在しておらず、レバレッジが効いていないファンドが太宗である。デリバティブ取引等を通じてレバレッジが生じるものについては、ＩＳＤＡや責任財産限定特約を付することで、実体的なリスクを限定的し対応している。

廣瀬部長 受託審査での観点から、太宗のファンドがデリバティブ取引の活用をヘッジ目的に限定している中で、そのような点にも留意して受託審査を行っていくことが必要である。本来、モニタリングは銀行勘定に損失を発生させないという観点から行うのではなく、委託者もしくは受益者等の利益を損なわない形でモニタリング行うことをその主旨とすべきでもあるので、今後、投信受託業務もしくはリスク管理体制の更なる整備を図る方向で対応を進めることとしたい。では、本件については、付議通り承認ということで宜しいか。

一同 本件を異議なく承認。

投信受託における権限移譲基準の変更・明確化

信託業務部　小泉部長により資料に従い説明。

近江常務 レバレッジの有無が権限移譲の有無を決める基軸となっているが、ここで言うレバレッジの定義とはどのような考え方に基づいているのか。

小泉部長 ここでは運用方針に於いて、ヘッジ目的でデリバティブ取引等を活用する場合を想定して記載している。

加藤部長 ヘッジ目的の場合、レバレッジを生じるものでは無いと想定しているのか。

小泉部長 ヘッジ目的であれば、元本を棄損するような運用はなされないであろうと想定し、レバレッジ目的に該当しないものとしている。

久保田 例えばですが、ファンドであれば、外貨建ての資産と同額のヘッジをかければレバレッジ無しと見做せるものであるが、外貨建て資産を超えて為替取引を行うようなものはヘッジを目的とせず、純資産に対してレバレッジと見做す認識である。

近江常務 ヘッジ総額が純資産総額に収まる場合は、レバレッジ無しと見做されるとして、レバレッジが無くかつ責任財産限定特約がない場合に、ファンドがデフォルトを起こした場合はどうなるのか。

久保田 デフォルトを起こしファンドが取引先に対して損失を負った場合、回収資産が無くなることとなる。

近江常務 レバレッジの有無にかかわらず、デフォルトを起こした場合、責任財産限定特約がない場合には回収不能分が生じるでは。

廣瀬部長 その場合、為替予約のスキームの中で、為替予約の総量を減らしてヘッジをしていくので、その時に損益が出てきた場合には信託財産の中で清算されていくこととなる。

近江常務 レバレッジが無いということは、限界的なオーバーヘッジ分は常に解消されていくということか。

廣瀬部長 然り。最後の社債がデフォルトしたときに、銀行の固有財産で清算しなければならない場合はあるかもしれない。

加藤部長 各ファンドの資産の組み入れ方針やデリバティブの運用方針は投資約款等の中で運用方針等を確認されていくということで宜しいか。

小泉部長 然り。判定の流れにかかる質問との理解ですが、原資産がデフォルトしている場合が想定されると思われるが、信用リスクが高くなく常識的な運用がなされる先であることを確認するとともに、デリバティブ活用の程度を見た上で、レバレッジの利用目的を見ていくこととなり、レバレッジを掛けかつ責任財産限定特約が無い場合は、権限移譲不可とする判断を行う。

加藤部長 投信の運用方針を確認の上、その判断をしていくという理解でよいか。

小泉部長 然り。運用方針の記載で為替ヘッジの利用の有無や約款上の記載でデリバティブ利用の有無にかかる記載を確認しながら、レバレッジの利用方法を確認の上、判断を行うこととなる。

廣瀬部長 本件は付議通り承認ということで宜しいか。

一同 本件を異議なく承認。